



長野労働局発表（30-36）  
平成30年8月31日

担  
当

長野労働局労働基準部  
賃金室長 児島 庄吾  
室長補佐 松本 政春  
TEL 026-223-0555  
FAX 026-223-0591

## 長野県最低賃金は時間額821円になります

～発効日は平成30年10月1日です～

長野労働局長は、現行の長野県最低賃金を26円引上げ、時間額821円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 長野県最低賃金の改正決定については、平成30年8月6日に長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）から、現行の時間額795円を26円引上げて821円に改正する（引上げ率3.27%）ことが適当である旨の答申があり、今般、答申内容の公示等所定の手続きを経て、長野県最低賃金を時間額821円とする決定を行い、本日（8月31日）、官報公示を行いました。

なお、効力発生日は平成30年10月1日となります。

- 2 長野労働局では、今後、改正した長野県最低賃金の周知や支払の履行の確保を図るとともに、中小企業等に対する賃金の引上げのための助成金等について、周知を積極的に行い活用促進を図ることとしています。